

「ソーラーサポート草刈りオンリープラン サービス契約約款」新旧対照表

2020年2月1日改訂

	旧版	改定後
第1条 (総則)	<p>旧版</p> <p>ご契約者様及び株式会社エコスタイル（以下「弊社」といいます。）は、各々が対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力して信義を守り、ご契約者様は弊社に対し太陽光発電所（以下「本設備」といいます。）の除草作業等（以下「本作業」といいます。）の業務を委託し、弊社はこれを受託します（以下「本契約」といいます。）。本契約に基づき、弊社は誠実に本作業を遂行し、ご契約者様はこれに対し利用料金の支払いを完了するものとします。尚、弊社は本約款及びソーラーサポート草刈りオンリープラン（以下「プラン」といいます。）内容を予告なく変更する場合があります、その場合は変更後の内容が適用されるものとします。</p>	<p>改定後</p> <p>ご契約者様及び株式会社エコスタイル（以下「弊社」といいます。）は、各々が対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力して信義を守り、ご契約者様は弊社に対し太陽光発電設備（以下「本設備」といいます。）の草刈り代行作業等（以下「本作業」といいます。）の業務を委託し、弊社はこれを受託します（以下「本契約」といいます。）。</p>
第2条 (本作業の内容)	<p>旧版</p> <p>弊社は、本件設備について下記内容の除草作業を行うものとします。 (1) 過積載を含む低圧太陽光発電所のフェンス内敷地内（フェンスとパネルの距離が1m以内の場合は、パネルから1mの範囲でフェンス外も除草対象とします。）を範囲とします (2) フェンスに絡む藁の撤去に関しては根元の伐採のみ対応とします (3) 除草の際に発生した刈草については、敷地内残地処分とします (4) 草刈り用機材等による除草とし、抜根までは行いません (5) 竹または木、その他草刈り用の機材にて対応できないものは作業対象外とします 2.本作業の提供日程については、弊社が指定するものとし、ご契約者様は日程を指定できないものとします。</p>	<p>改定後</p> <p>本作業内容は以下のとおりとします。 (1) 毎年4月から翌年3月までの本設備におけるご契約頂いた回数草刈り代行 (2) 本作業に要する日程調整及び報告書作成等の付随業務 2.草刈り代行については、次の各号のとおり行うものとします。 (1) 本設備のフェンス内敷地及びフェンス外から側溝または隣地境界線までの1m以内を範囲とし、刈高10cm程度とします。 (2) 前号の場合、フェンス外から1mの範囲内であっても、のり面については対象外とします。 (3) フェンスに絡む藁の撤去に関しては根元の伐採のみ対応とし、フェンスに絡んだ藁の撤去は行いません。 (4) 除草の際に発生した刈草については、敷地内残地処分とします。 (5) 草刈り用機材等による除草とし、抜根までは行いません。 (6) 竹、笹または木、枝の剪定、その他草刈り用の機材にて対応できないものは行いません。 (7) 隣地との境界付近にある樹木等または隣地から越境している樹木等の伐採については、ご契約者にて隣地の方の書面による承諾を得るものとし、承諾を得ずに生じた紛争については、ご契約者様にて対応するものとします。 3.本作業の実施日程については、ご契約時にお客様よりお伺いした実施希望月の前後1ヶ月の間に弊社が指定するものとし、ご契約者様は日程を指定できないものとします。</p>
第4条 (利用料金)	<p>旧版</p> <p>本作業の実施に係る利用料金は、各プラン料金表の通りとします。</p>	<p>改定後</p> <p>本作業に係る利用料金は、料金表の通りとします。 2.第2条第1項に定める無作業については、別途見積りもりのうえ行うものとします。</p>
第5条 (利用料金の変更)	<p>旧版</p> <p>ご契約者様又は弊社は、作業の追加又は変更があったときは、相手方に対してその理由を明示し、必要と認められる利用料金の変更を求めることができます。利用料金を変更するときは、ご契約者様と弊社は書面を持って取り決めるものとします。</p>	<p>改定後</p> <p>ご契約者様又は弊社は、本作業の追加又は変更があったときは、相手方に対してその理由を明示し、必要と認められる利用料金の変更を求めることができます。このとき、ご契約者様と弊社は書面をもって取り決めるものとします。</p>
第6条 (利用料金の支払い)	<p>旧版</p> <p>(本作業に係る発電設備停止時の免責) 弊社は本作業において必要であると認めた場合、ご契約者様へ事前に書面での通知を行い、承諾を得た上で、本発電設備の一時停止を行うことができます。 2.前項における書面通知には、発電設備停止の日時および停止時間を明示するものとします。 3.本作業に係る発電設備停止時に発生するはずであった売電金額について、弊社はその支払に対する賠償責任はないものとします。</p>	<p>改定後</p> <p>利用料金の支払については、弊社がご契約者様に対して第11条に定める作業完了報告書を提出した日の翌月23日に、料金表に基づき1回あたりの金額をご契約者様名義の売電口座より引き落とすものとします。 2.本設備が他社施工（但し、弊社の下請け業者による施工は除きます。）の場合には、料金表に基づき初期登録料が必要となります。このとき、初回のご請求と合わせて引き落とすものとします。</p>
第7条 (履行遅滞及び違約金)	<p>旧版</p> <p>(一般的損害) 本作業の着手から完了までに、本契約の対象となる太陽光発電所について、パネル、パワーコンディショナー、ケーブル、架台等の発電所設備に、本作業に起因する損害が生じた場合は、弊社が賠償の責を負う。但し、次の各号に定める事由による損害の場合はご契約者様の負担とします。 (1)本作業着手前から本発電所設備に内在していた要因によるものであったとき (2)ご契約者様又は第三者の故意・過失又は不当な取扱いによって生じたものであるとき (3)ご契約者様が本件設備を改造したことによって生じたものであるとき (4)天災その他自然的な現象によるものであるとき (5)その他ご契約者様の責めに帰すべき事由によるとき</p>	<p>改定後</p> <p>ご契約者様が第6条の利用料金の支払いを遅滞したときは、弊社は、遅滞日数に応じて支払遅滞額に年6.0%を乗じて計算した額の違約金をご契約者様に請求することができます。</p>
第8条 (本作業に係る本設備停止時の免責)	<p>旧版</p> <p>(第三者の損害) 弊社は本作業のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責を負います。ただし、ご契約者様の責に帰する理由によって生じたものについてはご契約者様の負担とします。 2.日照障害・風害・電波障害その他、作業が行われることによって生じ避けることのできない近隣の損害、迷惑についてはご契約者様の責任で処理し、弊社はこれに協力します。 3.前2項のほか、作業のため近隣との間に紛争を生じたときは、ご契約者様と弊社が協力して、その処理、解決にあたります。</p>	<p>改定後</p> <p>弊社は本作業において必要であると認めた場合、ご契約者様へ事前に書面での通知を行い、承諾を得た上で、本設備の一時停止を行うことができます。 2.前項における書面通知には、本設備停止の日時および停止時間を明示するものとします。 3.本作業に係る本設備停止時に発生するはずであった売電金額について、弊社はその支払に対する賠償責任はないものとします。</p>
第9条 (一般的損害)	<p>旧版</p> <p>(完了通知及び免責) 弊社は本作業を実施した場合、その都度直ちに作業完了報告書を提出し、ご契約者様へ通知するものとします。 2.ご契約者様が弊社による本作業の完了通知を受けた後、40日以内に異議を述べない場合は、本作業の完了を承認したものとみなします。</p>	<p>改定後</p> <p>本作業の着手から完了までに、本設備について、本作業に起因する損害が生じた場合は、弊社が賠償の責を負います。但し、次の各号に定める事由による損害の場合はご契約者様の負担とします。 (1)本作業着手前から本設備に内在していた要因によるものであったとき (2)ご契約者様又は第三者の故意・過失又は不当な取扱いによって生じたものであるとき (3)ご契約者様が本設備を改造したことによって生じたものであるとき (4)天災その他自然的な現象によるものであるとき (5)その他ご契約者様の責めに帰すべき事由によるとき</p>
第10条 (第三者の損害)	<p>旧版</p> <p>(通知義務) ご契約者様は申込書兼契約書に記した自身の住所連絡先ならびに発電所設備等に変更があった場合は、すみやかに弊社に書面に通知するものとします。</p>	<p>改定後</p> <p>弊社の責に帰すべき事由によって本作業のため第三者に損害を及ぼしたときは、弊社がその損害について賠償の責を負います。但し、ご契約者様の責に帰する理由によって生じたものについてはご契約者様の負担とします。 2.ご契約者様と弊社の責に帰さない近隣の損害についてはご契約者様の責任で処理し、弊社はこれに協力します。 3.前2項のほか、本作業のため騒音その他近隣との間に紛争を生じたときはご契約者様と弊社が協力して、その解決にあたります。</p>

第11条 (完了通知及び免費)	<p>旧版 (代金の支払い) 利用料金の支払については、本作業についての作業完了報告書を、弊社がご契約者様へ提出後に、各プラン利用料金を基づき請求書を発行いたします。ご契約者様は、請求書発行日から1ヶ月以内に指定口座に振り込むものとします。尚、振込手数料はご契約者様の負担とします。</p>	<p>改定後 弊社は本作業を実施した場合、その都度直ちに作業完了報告書を提出し、ご契約者様へ通知するものとします。 2.ご契約者様が作業完了報告書を受けた後、40日以内に異議を述べない場合は、本作業の完了を承認したものとみなします。</p>
第12条 (通知義務)	<p>旧版 (履行遅滞及び違約金) ご契約者様が第11条の利用料金の支払いを遅滞したときは、弊社は、遅滞日数に応じて支払遅滞額に年6.0%を乗じて計算した額の違約金をご契約者様に請求することができます。</p>	<p>改定後 ご契約者様は申込書兼契約書に記した自身の住所連絡先、引き落とし口座ならびに本設備の名義変更、増設等の物理的変更その他本設備に係る一切の変更があった場合は、すみやかに弊社に書面にて通知するものとします。</p>
第14条 (ご契約者様の中止権及び解除権)	<p>旧版 次の各号のいずれかに該当するときは、ご契約者様は弊社に作業を中止させるか、又は契約を解除して損害の賠償を求めることができます。 (1) 正当の事由なく、弊社が本作業に着手しないとき (2) 著しく作業が遅れ、作業予定期間内に、弊社が本作業を完了する見込みがないと認められるとき (3) 前2号のほか弊社が本契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないとき</p>	<p>改定後 次の各号のいずれかに該当するときは、ご契約者様は弊社に作業を中止させるか、又は契約を解除してその損害の賠償を求めることができます。 (1)正当な事由なく、弊社が本作業に着手しないとき (2)著しく作業が遅れ、作業予定期間内に、株式会社エコスタイル弊社が本作業を完了する見込みがないと認められるとき (3)ご契約者様が本設備を第三者へ譲渡されるとき (4)前3号のほか弊社が本契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないとき</p>
第15条 (契約期間)	<p>旧版 本契約の期間は締結日から1年間とし、期間満了日の2ヶ月前までにいずれの当事者からも更新拒絶する旨の意思表示が無い場合、同一条件で更に1年間更新されるものとします。 2.最長の更新は連系日より20日目が属する年までとします。 3.但し、プランにより、更新の定めが無いものについては、本条第1項を適用しないものとします。</p>	<p>改定後 本契約の期間は毎年4月1日から翌年3月末日までの1年度毎とします。但し、次の各号に従い、本契約の解除あるいは更新延長が行われるものとします。 (1)ご契約者様は毎年2月1日から3月末日までに、弊社が運営するウェブサイト (https://www.taiyo-co.jp/service/landsupport/) から解約届の提出をすることで、翌年度の契約を解除することができます。 (2)前号の通りに解約届が弊社に提出されなかった場合は、更新の意思があるとみなして、本契約は1年間延長されます。 (3)本契約の更新は最長で連系日から20日間までとします。 2.契約開始日が年度途中の場合、契約開始日より翌年3月末日までとします。 3.但し、プランにより、更新の定めが無いものについては、本条第1項を適用しないものとします。</p>
<p style="text-align: center;">新設</p> <p>第16条 (サービス契約約款の変更)</p>	<p>旧版 (雑則) 作業用の電気・水道については弊社がご契約者様の電気・水道を使用することを予め同意するものとします。</p>	<p>改定後 弊社は以下の場合に、弊社の裁量により、本約款を変更することができます。 (1)本約款の変更が、ご契約者様の一般の利益に適合するとき (2)本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき 2.弊社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をウェブサイト (https://www.taiyo-co.jp/category/news/) に掲示します。 3.変更後の本約款の効力発生日以降にご契約者様が本業務を利用したときは、ご契約者様は、本約款の変更にご同意したものとみなします。</p>
第17条 (雑則)	<p>旧版 (反社会的勢力の排除) ご契約者様及び弊社は相手方又は相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、弊社の委託先が、次の各号のいずれかに該当する場合、何らかの催告を要せずに、本契約を解除することができます。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」といいます。) に属すると認められるとき (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき (3) 反社会的勢力を利用してしていると認められるとき (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (6) 自ら又は第三者を利用して、請負者又は請負者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき 2.ご契約者様又は弊社は、前項の規定により、契約を解除した場合には解除された相手方に損害が生じてもこれを賠償し補償することは要せず、解除した当事者に損害が生じた時は、その損害を賠償するものとします。</p>	<p>改定後 本作業のために弊社がご契約者様の電気・水道を使用する必要がある場合は、ご契約者様はこれを了承するものとします。このとき、当該電気・水道料金はご契約者様の負担とします。</p>
第18条 (反社会的勢力の排除)	<p>旧版 (紛争の解決) 本契約について裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として紛争解決を図るものとします。</p>	<p>改定後 ご契約者様及び弊社は相手方又は相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、弊社の委託先が、次の各号のいずれかに該当する場合、何らかの催告を要せずに、本契約を解除することができます。 (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」という。) に属すると認められるとき (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき (3)反社会的勢力を利用してしていると認められるとき (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (6)自ら又は第三者を利用して、請負者又は請負者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき 2.ご契約者様又は弊社は、前項の規定により、契約を解除した場合には解除された相手方に損害が生じてもこれを賠償することは要せず、解除した当事者に損害が生じた時は、相手方はその損害を賠償するものとします。</p>
第19条 (紛争の解決)	<p>旧版 (補足) 本契約に定めのない事項については、必要に応じてご契約者様と弊社が協議の上定めるものとします。</p>	<p>改定後 本契約について裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として紛争解決を図るものとします。</p>
第20条 (補足)	<p>旧版 無し</p>	<p>改定後 本契約に定めのない事項については、必要に応じてご契約者様と弊社が協議の上定めるものとします。</p>